

令和2年度スマート市民農園業務委託公募型プロポーザル実施要領

本要領は、令和2年度スマート市民農園業務を委託するに当たり、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力、実施体制、実績を持った業者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めるものである。

1 業務について

(1) 業務名

令和2年度スマート市民農園業務

(2) 業務概要

本市では、令和元年度に地域再生計画「スマート市民農園×STEM教育による地域に根づくアグリテックの担い手育成」を策定した。

今後、小学生親子を対象とした農業版STEM教育を実施して農業×ICTの面白さを感じてもらい、農業分野のICT人材育成につなげる。また、農業用ロボットを使用して、障害児・者等が遠隔で操作可能なスマート市民農園サービスをオープン・イノベーションにより開発し、実証的に提供する。さらに、スマート市民農園事業を改良・改善するアイデアを大学生、高校生等から募り、優秀なアイデアについては企業との共同開発につなげるなど、学生と企業とのマッチングの機会とする。

1年目となる令和2年度の本事業においては、農業用ロボットを使用して、障害児・者等が遠隔で操作可能なスマート市民農園サービスを開発し、実証的に提供する。

※詳細な業務内容は、令和2年度スマート市民農園業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

(4) 提案上限金額

5,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上記の提案上限金額を目安に提案書を作成すること（見積額は、本件の提案上限金額以内とする。）。

※受託候補者として特定した場合は、別途、契約締結に係る交渉を行うため、提案した見積額での契約を約するものではない。

※契約時に契約保証金又は履行保証保険契約の締結（契約金額の10分の1以上）が必要となる。

2 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示

第408号」という。)第5項の規定により業者登録名簿に登録され、次の全てに該当するもの

ア 業種「コンピュータ・情報処理関連業務」に登録されていること。

イ 法人にあつては姫路市税(以下「市税」という。)、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者で、個人にあつては市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者

(2) 姫路市入札参加資格制限基準(平成25年3月25日制定。以下「入札制限基準」という。)に該当しない者

(3) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱(平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。)第3条に定める排除対象業者(以下「排除対象業者」という。)に該当しない者

(4) 公告をした日から最優秀者決定の日までの間において、次の全てに該当する者

ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱(昭和62年6月25日制定)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者

イ 指名停止の措置要件に該当しない者

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。)がなされていない者

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(7) 本プロポーザルに参加しようとする者との関係が次のアからウまでのいずれにも該当しない者(アからウまでに該当する者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場

合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係
次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

3 実施スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内容	期日等
公告・募集要領、仕様書等の提示	令和２年４月１日（水）
プロポーザル参加申込書の提出期限	令和２年４月７日（火）午後５時
プロポーザル参加資格確認通知送付	令和２年４月９日（木）
質問受付期間	令和２年４月１０日（金）から 令和２年４月１３日（月）午後５時まで
質問回答日（予定）	令和２年４月１４日（火）以降
提案書提出期限	令和２年４月２１日（火）午後５時
面接ヒアリングの実施（予定）	令和２年４月２４日（金）
選考結果通知（予定）	令和２年４月２７日（月）

4 プロポーザル参加申込書の提出、審査及び通知

(1) 受付期間

公告の日から令和２年４月２１日（火）午後５時まで（持参の場合は、姫路市の
休日を定める条例（平成２年姫路市条例第１５号）第２条第１項各号に掲げる市の
休日（以下「市の休日という。」を除く。）

※受付時間は午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

(2) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式第１号）

※２の(1)のイに規定する税目について未納がないことの納税証明書

※関連企業申告書（様式第１号の２）

イ 誓約書（様式第２号）

ウ プロポーザル参加資格確認書（以下「確認通知書」という。）の返信用封筒
（返信先を記載し６９４円分の切手を貼った長３封筒）

(3) 提出方法

持参又は郵送によること。（郵送の場合は、受付期間内に必着のこと。）

(4) 参加資格の確認

ア プロポーザル参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和２年
４月９日（木）に確認通知書を発送する。

イ プロポーザル参加資格がないとされた者には、確認通知書にその理由を記載す
る。

ウ プロポーザル参加資格がないとされた者は、当該理由について説明を求めることができる。その場合には令和2年4月13日（月）午後5時までに参加資格なしとした理由を請求する旨を、書類により提出すること。市は当該請求の提出があった場合は、これに対し速やかに回答する。

5 実施要領及び仕様書に関する質問の受付・回答

プロポーザル参加申込書を提出し、確認通知書において参加資格を有するとされた者は、以下の要領で実施要領及び仕様書に関して質問することができる。

(1) 受付期間

令和2年4月10日（金）から同月13日（月）午後5時まで（持参の場合は、市の休日を除く。）

※受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 提出書類

質問書（様式第5号）に質問事項を記載し提出すること。

(3) 提出方法

持参、ファクシミリ又は電子メールによること。

※電話での質問には回答しない。ファクシミリ又は電子メールの送信後は電話で到達確認を行うこと。なお、質問提出締切日時以降の質問は一切認めない。

(4) 質問への回答

令和2年4月14日（火）以降に速やかに、全参加者にファクス又はメールを送信する。

6 提案書の提出

(1) 提出期限

令和2年4月21日（金）午後5時まで（市の休日を除く。）

※受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 提出書類

A4サイズ又はA3サイズの用紙を用い、A4サイズにまとめて提出できるようにすること。様式が指定されているものは、所定の様式に従うこと。

なお、提案書には、以下の事項を記載すること。

ア 表紙

イ 会社概要書（最新のもの）（1部）

ウ 業務実施における会社の強み（人的ネットワークやノウハウ等）

エ 事業の趣旨、考え方

オ 業務実施についての提案

カ 事業全体及び業務内容ごとのスケジュール

キ 業務実施体制及び主な担当者の経歴（様式第3号）

ク 業務実績（様式第4号）

ケ 見積書

人件費、物件費その他諸経費を含む（見積書には社印及び代表者印を押印すること。）。

※見積書には、提案する業務ごとに各費目に分けた金額を内訳として記載すること。

コ その他の特記事項

提案内容又はその他事項で特にアピールしたい事項、特記すべき事項があれば記載すること。

(3) 提出部数

原本1部、副本6部（副本には見積書の押印不要。1部ずつまとめること。）

(4) 提出方法

持参により提出すること。

7 提案書作成に関する注意事項

- (1) 仕様書を参考に提案すること。なお、仕様書に記載の各業務については、以下を参考に提案すること。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用を含め、本プロポーザルに要した費用については、事業提案者が負担するものとする。
- (3) 提案書の枚数については、特に制限しないが、簡潔に内容が分かるように配慮すること。また、実現性のある提案を行うこと。
- (4) プロポーザル参加申込書及び誓約書の提出後、参加を辞退する場合は、直ちにその旨を書面で連絡すること。
- (5) 提出する提案は、各社1件とする。
- (6) 要求した以外の資料は審査対象としない。
- (7) 提出書類の内容に関し、疑問点や確認事項が発生した場合は、その都度、説明を求めることがある。
- (8) 提出された書類は、返却しない。
- (9) 提案に当たっては、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、提案者の責任において処理すること。
- (10) プロポーザル参加者は、参加を通じて知り得た情報を漏らさないこと。

8 業者選定

(1) 審査方法

令和2年度スマート市民農園業務委託業者選定会議において、提案書の審査及び面接ヒアリングを行い評価し、以下の合計点の最上位の者を最優秀者とする。

審査項目	審査内容	配点
信頼性の評価	・実績・経験 ・受託業務能力	20
理解度の評価	・地域再生計画との調和 ・現状と課題の分析度	30

企画力の評価	・企画内容 ・スケジュール ・仕様書以外の業務提案	40
見積額の評価	・企画内容と見積額とのバランス	10

※プロポーザル参加者が多数の場合、書類審査を第一次審査とし、面接ヒアリングの参加者を絞る場合があるので、市の指示に従うこと。

(2) 面接ヒアリング

面接ヒアリングは、プレゼンテーション及び委員からの質疑により実施する。なお、評価の対象となるため、できる限り主任担当者が出席し説明を行うこと。

ア 日時（予定）

令和2年4月24日（金）13時～

※日程は変更となる場合がある。時間、場所等の詳細については、後日連絡する。

イ 時間配分

プレゼンテーション15分、委員からの質疑10分程度を予定

※面接ヒアリングの参加者が多数の場合、時間配分等を調整することがある。

ウ その他の注意事項

- ・ 補完資料について
説明に当たっての補完的な資料の提出は認めない。ただし、プレゼンテーションに視聴覚機器を利用する場合において、その内容を印刷したものはこの限りではない。その場合、提案書の内容から大きく逸脱することのないよう注意すること。
- ・ 視聴覚機器について
視聴覚機器を利用する場合は、パソコンやプロジェクター等は各自において準備すること（スクリーンは市において準備する。プロジェクターについても市において準備するが、参加者所有のパソコンと接続できない場合があることに留意すること。）。
設置、撤収ともに5分程度を目安とし、速やかに準備を行うこと。準備時間は持ち時間に原則算定しないが、準備時間が長くなり審査に影響がでる場合は、退出を命じる場合があるので注意すること。
- ・ 質疑応答時の注意事項
委員の質疑には要領よく明確に答え、委員への質問は避けること。

9 選定結果の通知

- (1) 選定の結果は、結果のいかんにかかわらず、速やかに各社宛に書面で通知する。
- (2) 選定に対する異議申立ては、一切受け付けない。

10 契約締結について

優先交渉権者である最優秀者と契約交渉を行い、双方が合意した段階で、随意契

約の手続を行うものとする。

優先交渉権者と契約条件で合意に至らない場合又は本プロポーザル終了後、参加資格に虚偽が認められた等の場合は、次順位交渉権者（本プロポーザルにおいて、次点となった者をいう。）と契約交渉を行う。

11 その他特記事項

- (1) 本件における提案はあくまでもプロポーザル企画提案とし、受託候補者特定の審査材料となるものであり、実際の業務推進に当たっては、本市と協議した上で決定することとなるので留意すること。
- (2) プロポーザル参加申込書を提出し、確認通知書において参加資格を有するとされた者が、期限までに提案書等を提出しない場合はプロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。
- (3) プロポーザル参加申込書を提出し、確認通知書において参加資格を有するとされた者が、次のいずれかに該当する場合は失格とみなす。
 - ア 提出書類に虚偽の記載がある場合
 - イ 見積額が提案上限金額を超える場合
- (4) 最優秀者決定後、最優秀者が契約締結までの間に第2項に規定する参加資格を満たさなくなった場合は、最優秀者の決定を無効とし、契約を締結しないことがある。
- (5) 最優秀者は契約の締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。

12 各提出書類の受付場所

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市産業局農政総務課（姫路市役所本館9階） 担当：藤井

TEL：079-221-2476

FAX：079-221-2996

E-mail：noseisomu@city.himeji.lg.jp